

白井市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)に対する パブリックコメントの結果について

白井市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)について、市民の方々に意見を募集したところ、下記のとおり、御意見をいただきました。

いただいた御意見とこれに対する市の考え方について、次のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

案 件	白井市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)		
募 集 期 間	令和5年12月15日(金)～令和6年1月5日(金)22日間		
意 見 件 数 (意見書提出者数)	12件(2名)		
意見の取扱い	修 正	素案を修正するもの	2件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	2件
	参 考	素案には反映できないが今後の参考とするもの	3件
	その他	素案には反映できないが意見として伺ったもの	5件

※意見の内容を要約して記載しているものがあります。

【1 全般に関する意見】

	市民意見	件数	意見に対する市の考え方
1	障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者総合支援法の趣旨に特化して作成すべきであり、市の障害者計画との整合性も必要である。	1	<p>本計画は、5ページの第1章「2 計画の性格と位置づけ」に記載のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)のほか、児童福祉法が策定根拠となっています。また、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して作成することとされています。</p> <p>また、本計画は、御意見のとおり障害福祉施策に関する基本的な計画である白井市障害者計画と緊密な連携を図っており、整合性は図られているものと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>

	市民意見	件数	意見に対する市の考え方
2	障がい者の支援は、短期的なものより中長期的なものが多いことを前提に基本施策を考えた方がよいのではないか。	1	御意見のとおり、本計画の上位計画である白井市障害者計画では、中長期的な視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しているところで、本計画書6ページに「市の計画体系における位置づけ」として計画の体系図を記載しているところです。 なお、本計画については、国の基本指針において、3年を1期として作成することを基本としつつ、柔軟な期間設定が可能となったところですが、市では、支給実績の年度ごとの変化が大きく、障害福祉のニーズも変化が見込まれることから、令和8年度までの3年間を計画期間としているところです。 【既記載】
3	関係法令や通達などで、関係のある条項などは別紙資料とした方がよいのではないか。	1	本計画書5ページの「2 計画の性格と位置づけ」に一部抜粋して記載しています。その他関係法令や通達などは、分量の関係から別紙資料として記載することは適切でないと考えています。 【その他】
4	市総合計画や地域福祉計画(しろい支え愛プラン)などの計画は、市民全体を対象としているものであり、特に障がい者の利益になるものが、明記されていないのではないか。もし明記されているならばこの計画のどのような支援になっているのか、明確にしなければならないのではないか。	1	市総合計画では実施計画、地域福祉計画では基本方針として、障がい分野の施策の方向性を記載しています。 また、それぞれの計画と整合性を図っていることから、本計画書6ページに「市の計画体系における位置づけ」として計画の体系図を記載しているところです。 【その他】
5	この計画の期間内に何を重点として行うのか明記すべきでないか。	1	本計画書54ページに、計画の目標像の実現を目指し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくうえでの基本方針を記載しています。 【既記載】

	市民意見	件数	意見に対する市の考え方
6	障がい者行政は障害者基本法をはじめ多くの障がい者関係法令があるが、パッケージであることから計画等を作成するにあたっては、同じ表現等を使わないほうが良いのではないか。どちらを優先しているかわからない。	1	御意見のとおり、障害者施策については、障害者基本法をはじめとした関係法令がいくつかあります。 本計画については、障がいのある人の地域生活を支援するための基盤整備等に係る令和 8 年度末までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等、障害児通所支援等及びその他の障害福祉施策を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として策定したものであり、県の障害者計画、市障害者計画との整合性を図っていることから、本計画では、表現等を変更することなく、記載のとおりとします。 【その他】

【2 第1章に関する意見】

No.	市民意見	件数	意見に対する市の考え方
7	P1 第7期の計画であるのに序論という表現はなじまないのではないか。	1	序論とは、背景や全体像などを示すものと認識しており、第1章を序論として位置付け表記をしています。 しかしながら本計画については、市民にわかりやすく表現することを念頭に置いて策定していることから、御意見を踏まえ「計画の策定にあたって」に変更します。 【修正】

【3 第2章に関する意見】

No.	市民意見	件数	意見に対する市の考え方
8	P9 第2章の障がいのある人・難病患者の現状等は、別紙にした方がよいのではないか。 なぜなら、次期計画を策定する際はこの部分だけを変えればよい。	1	障がいのある人の現状や現行計画の達成状況を踏まえ本計画を策定したことから、第2章について、別紙にすることは適切でないと考えています。 【その他】
9	P10 現状の障がい者数などそれぞれの数値を65歳以上、18歳以上65歳未満、18歳未満の3区分に分けて表示してほしい。	1	御意見を踏まえ、年齢区分に分けた表示を追加します。 【修正】

【4 第3章に関する意見】

No.	市民意見	件数	意見に対する市の考え方
10	<p>P54</p> <p>障がい者の意思決定の記述があり、入所等から地域生活に移行する際に、適切に意思決定支援を行うこと、自己決定の尊重とあります。本市はある市に比べて人口比で障がい者の人口あたりの比率が10人位低い。そのため障がい者施策を進めていく上で受入れ体制や専門的な知識を持つ職員やCWがいるのか、当事者の自己決定に対して尊重し、的確なアドバイスができるのか不安な要素がある。特に施設入所者の削減は、大変懸念でありしっかり想定してほしいと意見します。いずれにせよ他市と効率よくサービス提供するのは良いが、必要であれば本市で完結できるように事業所の設置や誘致についても意見します。</p>	1	<p>御意見のとおり、地域生活への意向を進めていくためには、障がい者本人に関わる支援者が一体となって丁寧に意思決定支援を行うこと、また、障がい者本人はもちろんのこと、その家族、施設職員への情報提供やその理解促進も重要であると認識しています。</p> <p>本計画では、入所者の個々の状況に応じた意思決定支援や日中サービス支援型グループホームの開設など地域での支援に係る資源の確保に努め、地域の中で安心して生活できる仕組みが整うことによって、結果的に地域移行が促進され、入所者が削減されることが望ましいと考えます。</p> <p>また、頂いた御意見は、今後の事務の参考といたします。</p> <p style="text-align: right;">【参考】</p>
11	<p>児童発達支援センターへの格上げは喜ばしい。施設だけでなく専門的な人員の配置、育成と採用への期待を意見します。</p>	1	<p>頂いた御意見は、今後の事務の参考といたします。</p> <p style="text-align: right;">【参考】</p>
12	<p>P86</p> <p>手帳を所持する人の8割が家族と同居しており、今後3年間は現状維持を希望しているが、介助者へのアンケートでは身体の衰えの愁訴があり、懸念材料として深刻に受け止めてほしいとともに成年後見人制度、特に首長による申し立ては行政が担い手続きも専門的で煩雑である。計画書では想定が5人で横ばいであるが、高齢化が進む団地など独居が想定される圏域で発生する可能性があり、実務的に引継ぎをし即調査申し立ての体制を敷いておいた方が良い。</p>	1	<p>成年後見制度利用支援事業(計画書86ページ)については、これまでの推移から横ばいと見込んでいますが、頂いた御意見は、今後の事務の参考といたします。</p> <p style="text-align: right;">【参考】</p>